

”個人情報保護制度“が10月スタート

公正で開かれた町政を目的とした「情報公開制度」に続いて、本年10月から「個人情報保護制度」がスタートします。この制度は、町が保有する町民の皆さん的情報の適正な取り扱いなどを定めるもので、自分の情報を開示請求したり、その情報の中に誤った箇所があれば訂正するよう求めることができる権利などを保障しようとするものです。

個人情報保護制度Q & A

三

**Q 個人情報とは どのように
なものですか？**

A 既名や生年月日など個人に関する情報であって、

特定の個人が識別され
うる仕組みをもつた
識別され得るもので
す。ただ

し 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除きます。

7 議会



A 次の実施機関が持つている個人情報が制度の対象になりますか？

Q 町のどの機関が持つている個人情報が制度の対象になりますか？

A
自分に関する情報の開示請求です。どなたでもできます。しかし、開示請求で

個人情報の開示請求をで
きる人は誰ですか？

Q 個人情報の開示請求はどのようにするのですか？

台帳への登録が必要になります。

変更したりする場合などは、

また、個人情報は必要以上

Q 個人情報の開示請求は、
どこで行うのですか？

A 相談や請求の受付は、総務課で行います。

A 実施機関が個人情報に関する事務を開始したり、
Q 個人情報は、この制度によりどのように取扱われますか？

きる情報は自分自身に関するものに限られますので、たとえ配偶者や家族であっても自分が以外の情報の開示請求はできません。

A 開示請求する個人情報の中には、次のような情報があります。

② 開示請求者以外の情報が含まれている個人情報で、その者の権利等を害するもの

③ 法人又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を含む個人情報で開示することにより、その法人等の正当な利益などを害するもの

